

○国土交通省告示第五百十八号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十一条第一項第一号の規定を実施するため、地心直交座標系（平成十四年国土交通省告示第百八十五号）の全部を改正する告示を次のように定める。

令和七年七月九日

国土交通大臣 中野 洋昌

地心直交座標系

地心直交座標系は、測量法第十一条第三項に規定する扁平な回転楕円体の中心で互いに直交するX軸、Y軸及びZ軸の三軸から成り、各軸の要件は、次のとおりとする。

一 X軸は、回転楕円体の中心及び経度〇度の子午線と赤道との交点を通る直線とし、回転楕円体の中心から経度〇度の子午線と赤道との交点に向かう値を正とする。

二 Y軸は、回転楕円体の中心及び東経九十度の子午線と赤道との交点を通る直線とし、回転楕円体の中心から東経九十度の子午線と赤道との交点に向かう値を正とする。

三 Z軸は、回転楕円体の短軸と一致し、回転楕円体の中心から北に向かう値を正とする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。